



# 測量士

平成 29 年 / 平成 30 年 / 令和 元 年 / 令和 2 年 / 令和 3 年 / 令和 4 年 / 令和 5 年

7 年分

## 年度別 過去問解説集



択一式  
編

**R**〈日本複製権センター委託出版物〉  
本書（誌）は無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）（電話：03-3401-2382）の許諾を受けてください。  
また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。  
JRRC（<http://www.jrcc.or.jp>/eメール：info@jrcc.or.jp）

# はじめに

測量士試験に合格する一つの有効な手段は、過去に出題された本試験の問題内容を十分に検討することです。そして、その内容に合わせて項目ごとに基礎的あるいは専門的知識を身につけることが、重要なポイントになります。

本書は、令和6年以降に測量士試験を受験される皆さんに、系統的かつ効果的な学習をしていただけるよう、下記の内容で作成した過去問解説集〔択一式編〕です。

- ① 過去7年間（平成29年～令和5年）の本試験問題と解説を年度別に収録しました。前半が「問題編」、後半が「解説編」となっています。
- ② - 公共測量-作業規程の準則の改正（令和5年3月31日）に対応するため、問題・解説を一部変更しているものがあります。

なお、本書は、弊社刊『測量士 合格ノート』等の基本書や参考書と一体的なものとして並列的に利用することで、より効果的な学習ができます。

多くの受験生も皆さんが本書を活用され、一日も早く合格の栄冠を手にとれることをお祈りいたします。

万一、印字ミス等が判明した場合は、下記URLにてご案内いたします。

<https://www.thg.co.jp/support/book/76.htm>

令和5年9月

東京法経学院 編集部



測量士試験は国土地理院が行う国家試験で、基本測量（国土地理院が行う測量）又は公共測量に従事するために必要な専門的知識と技術を有するか否かを判定するための試験であり、測量法を含む測量全般について出題されるものです。

したがって、測量士試験の学習にあたっては、特定科目の勉強に片寄ることなく全般的に勉強をして、できるだけ均衡のとれた得点となるようにすることが合格へのポイントとなります。

ここで、測量の学習にあたっての全般的な進め方、あるいは心構えについて述べれば、次のとおりです。

## 1 問題集は上手に使用すること

問題集には、過去の本試験問題を収録した過去問題集と、今後出題が予想される問題を独自に作成し収録した予想問題集とがあります。以下では、本書が過去問題集〔択一式編〕であるという性格上、過去問題集の有効な活用方法について示します。

まず、問題集で問題を解いてみる前に、基本書（又はテキスト）により測量全般の概要を、十分に身につければならないことはいまでもありません。

基本書の精読を繰り返し、ほぼ完璧に科目ごとの内容を理解しておくことが大切です。

次に、問題集を上手に利用していくための方法としては、まず自分自身の知識で解いてみるのが大切です。解けないからといって、すぐに解説を見てはいけません。もし解けないときは、基本書などで確認しながら解いていくようにしてください。また、問題は必ず測量作業の基本となる重要事項や重要公式によって組み立てられているものですから、問題そのものから得られる重要事項や重要公式を科目別にサブノートに整理しておくことが効果的です。

なお、問題集の問題は、本試験問題そのものを収録したものですから、すべての問題が重要であり、出題頻度を別にすれば、問題そのものには軽重がないと考えるべきです。

## 2 数学の計算方法は完全に理解すること

測量はその作業の大半が計算作業を伴うものですから、数学的知識を身につけなければなりません。

とはいっても、それほど難しい数学の知識は必要ありません。現に、これまでの本試験の計算問題は四則の計算、三平方の定理（ピタゴラスの定理）、簡単な平方根の解き方、比と比例式、三角関数、正弦法則、平面直角座標、弧度法（ラジアン）、幾何の定理及び図形の性質などの知識によって解けるものが多く見られます。

なお、難しい計算式は、問題文の中で与えられる場合も多いのですが、基本テキストで、要点として囲まれた式は、理解して覚えるようにしてください。

また、計算に際しては、次のことに留意してください。

- (1) 計算式は正しい等式に整理し、計算の基本法則に従って計算する。また、計算に際しては、単位（m、kmなど）を揃え、位どりを間違えないようにすること。
- (2) 電卓は、持ち込みは不可であり、試験会場で用意されたものを使用する。なお、その機能は、 $\oplus$ 、 $\ominus$ 、 $\otimes$ 、 $\div$ 、 $\sqrt{\quad}$ の計算はできるが、関数計算はできない。

### 3 本試験問題の大局的傾向

大局的な出題傾向について列挙すれば、次のとおりです。

- (1) 午前（択一式）・午後（記述式）を通して、出題頻度の高いものとして、「作業規程の準則」に準拠した問題、測量技術の応用に関する問題、デジタル技術に関する問題などがある。
- (2) 択一式（午前）の問題では、
  - ① 地球の形状と位置の基準
  - ② 水準網平均計算
  - ③ UAVを用いた測量
  - ④ 地図投影法
  - ⑤ GIS（地理情報システム）
- (3) 記述式（午後）の問題では、
  - ① GNSS測量
  - ② 品質評価
  - ③ デジタル航空カメラ
  - ④ 各種レーザー測量（航空レーザ、車載写真レーザ、地上レーザ）
- (4) 午後の必須問題では、「作業規程の準則」の総則（測量法・公共測量全般等）に関するものが必ず出題されている。

なお、出題の多くは、過去の問題に類似していて、過去の問題をよく復習、理解していれば十分に対処できる問題です。

### 4 その他留意すべきこと

以上のほか、学習にあたっての留意事項をあげれば、次のとおりです。

- (1) 測量の用語や定義あるいは測量の基準は正しく理解すること
- (2) 誤差は経験的又は公式的に覚えること
- (3) 重要公式は単なる暗記ではなく、計算の繰返しによって身につけること
- (4) 計算問題の題意は、それを図解して把握するように心がけること
- (5) 多くの計算問題に接し、応用が効くようにしておくこと

## 《 資料 》

### 過去の受験者数・合格者数等の動向

年 度	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
2016（平成28）	2924	304	10.4
2017（平成29）	2989	351	11.7
2018（平成30）	3345	278	8.3
2019（令和元）	3232	479	14.8
2020（令和2）	2276	176	7.7
2021（令和3）	2773	498	18.0
2022（令和4）	3194	460	14.4
2023（令和5）	3667	379	10.3

## 《 受験ガイダンス（参考：令和5年の情報） 》

◎試験日時 令和5年5月21日（日曜日）

◎受験地 北海道・宮城県・秋田県・東京都・新潟県・富山県・愛知県・大阪府・島根県  
広島県・香川県・福岡県・鹿児島県・沖縄県

◎試験手数料 書面受付（収入印紙による）…… 4,250円

◎受験手続き

1 用意するもの

- ① 受験願書一式（下記5より入手してください）
- ② 写真1枚（たて4.5cm，よこ3.5cm 脱帽，正面上半身のもの）
- ③ 切手（63円）

2 受験願書受付場所 国土地理院 総務課 試験登録係

3 願書配付期間 令和5年1月5日（木）から1月30日（月）まで

4 願書受付期間 令和5年1月5日（木）から1月30日（月）まで

5 受験願書配布先・請求方法

国土地理院本院又は地方測量部及び支所，(社)日本測量協会及び支部，各都道府県の土木  
関係部局の主務課

(1) 上記受験願書配布先より直接受け取る

(2) 郵送による請求の場合

封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし，あて先を明記した返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手をはったものを同封してください。

※ 各都道府県では，郵送による請求は取り扱っていませんのでご注意ください。

◎合格発表 令和5年7月11日（火）午前9時

◎試験問題の形式及び出題数

(1) 午前の試験は，択一式とする。出題数は計28問とする。

(2) 午後の試験は，記述式とする。出題数は，必須問題1題と選択問題4題（基準点測量，地形・写真測量，地図編集，応用測量）とし，設問数をそれぞれ4問の計20問とする。

(3) 選択問題は，4題のうち2題を受験者が任意に選択できるものとする。

◎試験科目

(1) 測量に関する法規及びこれに関連する国際条約

(2) 多角測量 (3) 汎地球測位システム測量

(4) 水準測量 (5) 地形測量

(6) 写真測量 (7) 地図編集

(8) 応用測量 (9) 地理情報システム

◎合格基準及び配点

配点については、択一問題が1問25点で700点満点、記述問題が必須問題300点と選択問題400点（1問200点）で700点満点、合計1400点満点です。

1400点のうち910点以上、正答率65%以上で合格となりますが、択一問題だけで400点以上（正答率57%以上）ないと、全体で910点以上の得点があっても不合格となります。

《 受験に関する問い合わせ先 》

国土地理院 総務課 試験登録係 TEL 029 (864) 8214, 8248 茨城県つくば市北郷1番	〒305 - 0811
〳 北海道地方測量部 TEL 011 (709) 2311 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	〒060 - 0808
〳 東北地方測量部 TEL 022 (295) 8611 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	〒983 - 0842
〳 関東地方測量部 TEL 03 (5213) 2051 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	〒102 - 0074
〳 北陸地方測量部 TEL 076 (441) 0888 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	〒930 - 0856
〳 中部地方測量部 TEL 052 (961) 5638 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	〒460 - 0001
〳 近畿地方測量部 TEL 06 (6941) 4507 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	〒540 - 0008
〳 中国地方測量部 TEL 082 (221) 9743 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	〒730 - 0012
〳 四国地方測量部 TEL 087 (811) 1900 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	〒760 - 0019
〳 九州地方測量部 TEL 092 (411) 7881 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	〒812 - 0013
〳 沖縄支所 TEL 098 (855) 2595 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	〒900 - 0022

(2023年8月現在)





はじめに	.....	3
学習にあたっての心構え	.....	4
受験ガイダンス	.....	7

### 択一式問題|午前|

・平成29年度	問題	.....	13
	解説	.....	30
・平成30年度	問題	.....	69
	解説	.....	86
・令和元年度	問題	.....	125
	解説	.....	144
・令和2年度	問題	.....	187
	解説	.....	204
・令和3年度	問題	.....	251
	解説	.....	270
・令和4年度	問題	.....	319
	解説	.....	342
・令和5年度	問題	.....	391
	解説	.....	410
・関数表	.....	455	



# 測量士

年度別 過去問解説集

【午前部】  
択一式編

-----  
*Surveyor*

-----  
*Yearly Past Problems*

-----  
*Commentary*  
-----



## 【No. 1】

次のa～eの文は、測量法（昭和24年法律第188号）に規定された事項について述べたものである。明らかに間違っているものだけを全て含む組合せはどれか。次の中から選べ。

- a. 公共測量とは、その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担を受けて行われる測量をいい、国又は公共団体からの補助を受けて行う測量を含まない。
- b. 測量計画機関は、公共測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、関係市町村長に通知するとともに、インターネット等で公表しなければならない。
- c. 山林原野等で基本測量を実施する者は、あらかじめ所有者等の承諾を得ることが困難であり、かつ植物又は垣、柵等の現状を著しく損傷しないときは、承諾を得ずにこれらを伐除できる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者等に通知しなければならない。
- d. 基本測量の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。
- e. 基本測量及び公共測量以外の測量とは、基本測量及び公共測量以外の測量成果を使用して実施する測量をいう。

1. a, b, e
2. a, c, d
3. a, d
4. b, c, e
5. c, d

## 【No. 2】

次のa～eの文は、国際地球基準座標系（以下「ITRF」という。）について述べたものである。明らかに間違っているものだけを全て含む組合せはどれか。次の中から選べ。

- a. ITRFにおける地球上の位置は、三次元直交座標（ $X$ ,  $Y$ ,  $Z$ ）で表される。
- b. 日本の測地成果は、ITRFが更新されると連動して更新される。
- c. ITRFの $X$ 軸は、回転楕円体の中心及び経度 $0^\circ$ の子午線と赤道との交点を通る直線であり、回転楕円体の中心から経度 $0^\circ$ の子午線と赤道との交点に向かう値は正である。
- d. ITRFの $Y$ 軸は、回転楕円体の中心及び東経 $90^\circ$ の子午線と赤道との交点を通る直線であ、回

転楕円体の中心から東経  $90^\circ$  の子午線と赤道との交点に向かう値は正である。

e. 日本列島の位置を ITRF で表すと、 $X$ 、 $Y$ 、 $Z$  の値域は、 $X < 0$ 、 $Y > 0$ 、 $Z > 0$  であり、札幌市役所から那覇市役所に向かうベクトル ( $\Delta X$ 、 $\Delta Y$ 、 $\Delta Z$ ) の符号は (負, 正, 負) となる。

1. a, b, d
2. a, d
3. b, c, e
4. b, e
5. c, d

**(No. 3)**

次の文は、地理情報標準プロファイル (以下「JPGIS」という。) について述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の中から選べ。

1. JPGIS は、地理情報に関する国際規格 (ISO 規格) 及び日本産業規格の中から、必要となる基本的な要素を抽出し、体系化したものである。
2. JPGIS に準拠する応用スキーマで定義された地理空間データは、統一モデル化言語 (UML) を用いて符号化される。
3. JPGIS に準拠して整備されたデータが全て同じ XML 形式で作成されているわけではない。
4. 測量計画機関が定める製品仕様書には、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示さなければならない。
5. JPGIS に準拠した製品仕様書のデータ品質要素の検査は、最初に書式一貫性、次に概念一貫性の順で検査を行う。

**(No. 4)**

図 4 に示すような三次元直交座標系において、ある点  $(x, y, z)$  を  $z$  軸のまわりに図 4 に示す方向に  $\theta_z$  だけ回転させたときの点  $(x', y', z')$  は次の式 4 で表される。

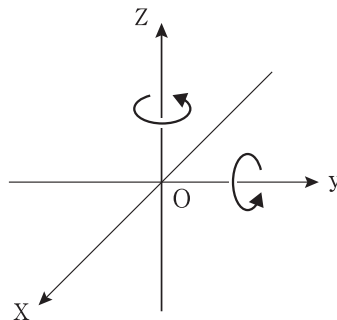


図 4

$$\begin{pmatrix} x' \\ y' \\ z' \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \cos \theta_z & -\sin \theta_z & 0 \\ \sin \theta_z & \cos \theta_z & 0 \\ 0 & 0 & 1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix} \quad \dots \dots \dots \text{式 4}$$

式4を参考に、点  $(x, y, z)$  を  $y$  軸のまわりに図4に示す方向に  $30^\circ$  回転させたとき、回転後の点  $(x'', y'', z'')$  を表す数式として最も適当なものはどれか。次の中から選べ。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。

1. 
$$\begin{pmatrix} x'' \\ y'' \\ z'' \end{pmatrix} = \frac{1}{2} \begin{pmatrix} 2 & 0 & 0 \\ 0 & \sqrt{3} & -1 \\ 0 & 1 & \sqrt{3} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix}$$

2. 
$$\begin{pmatrix} x'' \\ y'' \\ z'' \end{pmatrix} = \frac{1}{2} \begin{pmatrix} \sqrt{3} & -1 & 0 \\ 1 & \sqrt{3} & 0 \\ 0 & 0 & 2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix}$$

3. 
$$\begin{pmatrix} x'' \\ y'' \\ z'' \end{pmatrix} = \frac{1}{2} \begin{pmatrix} \sqrt{3} & 0 & -1 \\ 0 & 2 & 0 \\ 1 & 0 & \sqrt{3} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix}$$

4. 
$$\begin{pmatrix} x'' \\ y'' \\ z'' \end{pmatrix} = \frac{1}{2} \begin{pmatrix} 2 & 0 & 0 \\ 0 & \sqrt{3} & 1 \\ 0 & -1 & \sqrt{3} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix}$$

5. 
$$\begin{pmatrix} x'' \\ y'' \\ z'' \end{pmatrix} = \frac{1}{2} \begin{pmatrix} \sqrt{3} & 0 & 1 \\ 0 & 2 & 0 \\ -1 & 0 & \sqrt{3} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} x \\ y \\ z \end{pmatrix}$$

**(No. 5)**

次の文は、測定の誤差について述べたものである。  ~  に入る数式又は数値の組合せとして最も適当なものはどれか。次のページの中から選べ。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。

測定の誤差には、測定の条件が変わらなければ大きさや現れ方が一定した系統誤差と、誤差の原因が不明又は原因が分かってもその影響が除去できない偶然誤差がある。

偶然誤差だけを含む一群の測定値について、残差の値を横軸に、残差の相対度数を縦軸にとってプロットした点を結ぶと、例として図5の破線のようなグラフが得られる。もし、測定回数を限りなく増やしたとすると、破線の形状は実線のように左右対称の曲線になると考えられ、偶然誤差の分布は、一般に正規分布に従うと仮定される。

正規分布の確率密度関数は、平均値を  $\mu$ 、標準偏差を  $\sigma$  とすると、  で表される。

式中の  $\frac{x - \mu}{\sigma}$  を式5のように  $Z$  とおくと、  は  $Z$  についての平均値0、標準偏

## 〔No. 1〕

正解

1

## 【解説】

- a. 間違い。 測量法第5条第一号より、補助をうけて行う測量も含む。

(公共測量)

第5条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

- 一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
- 二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
  - イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
  - ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

- b. 間違い。 測量法第21条より、関係市町村長ではなく、関係都道府県知事である。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第21条 国土地理院の長は、基本測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長（特別区の区長を含む。次項及び第37条第2項において同じ。）に通知しなければならない。
- 3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

- c. 正しい。 測量法第17条より。

第17条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず、承諾を得ないで、

これらを削除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

d. 正しい。 測量法第 28 条第 1 項より。

(測量成果の公開)

第 28 条 基本測量の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。

2 前項の規定により謄本又は抄本の交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

e. 間違い。 測量法第 6 条より、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施するのである。

(基本測量及び公共測量以外の測量)

第 6 条 この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。）をいう。

以上により、正解は 1 となる。

## 〔No. 2〕

正 解	4
-----	---

### 【解 説】

測量法第 11 条では、測量の基準を次のように定めている。

(測量の基準)

第 11 条 基本測量及び公共測量は、次に掲げる測量の基準に従って行わなければならない。

一 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により、直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標で表示することができる。

二 距離及び面積は、第 3 項に規定する回<sup>だ</sup>転楕円体の表面上の値で表示する。

三 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。ただし、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院の長の承認を得たときは、この限りでない。

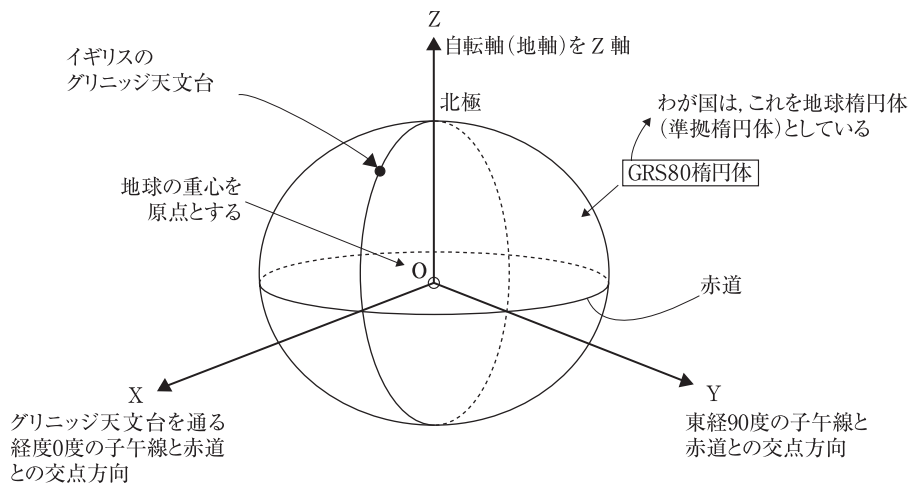
四 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従って測定しなければならない。

3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回<sup>だ</sup>転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。



- 一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。
  - 二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。
  - 三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。
- また、ITRF を図で表せば、次のようである。



各肢の正誤は、次のとおりである。

- a. 正しい。
- b. 間違い。日本の測地系は、測量法で規定されているので、ITRFが更新されても連動しない。測量法の改訂が必要である。
- c. 正しい。
- d. 正しい。
- e. 間違い。 $(\Delta X, \Delta Y, \Delta Z)$  の符号は (正, 正, 負) である。

以上により、正解は4となる。

**(No. 3)**

正 解	2
-----	---

**【解 説】**

－公共測量－ 作業規程の準則第5条では、  
(測量の計画)

第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。

著者プロフィール

## 黒杉 茂（工学修士）

1948年石川県に生まれる。

元東京都立高等学校教師。40年間の教員生活の中で授業について模索していく中で、身の回りで起きたさまざまな出来事を授業に取り入れるという、独自の授業スタイルの基礎を築く。

現在は東京法経学院専任講師。測量士及び測量士補講座の講義、書籍および教材制作に携わる。

### ■ 主な資格

測量士，土地家屋調査士，行政書士，マンション管理士ほか多数。

#### 【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 【ご送付先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

東京法経学院「測量士 年度別過去問解説集〈択一編〉平成29年～令和5年」

編集係 宛

FAX:03-3266-8018

## 測量士 年度別過去問解説集〈択一編〉平成29年～令和5年

令和5年9月13日 初版発行	著者 黒杉茂 発行者 立石寿純 発行所 東京法経学院 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F TEL 03-6228-1164（代表） FAX 03-3266-8018（営業） 郵便振替口座 00120-6-22176
〔版權所有〕 〔不許複製〕	

※乱丁、落丁の場合はお取り替えいたします。